

「介護保険料一揆の会」運動について

大阪・介護保険料に怒る一揆の会 事務局長 日下部雅喜

1 年金天引きの介護保険料に対する高齢者の怒り

大阪・介護保険料に怒る一揆の会は、2001年の9月に結成された。

2000年4月に介護保険制度が始まり、その年10月から65歳以上の高齢者の年金から介護保険料が天引きされるようになった。

長年コツコツと働き、ようやく手にしたわずかな年金から一方的に介護保険料が天引きされる。まさに「年金ドロボー」という怒りの声が多くの高齢者の中からわき起こったのである。

2 「一揆」にかけた思い

私たちは、このやり場のない怒り、そして地域の高齢者の声なき声を集める方法はないかと考えた末、「介護保険料決定通知」に対する不服審査請求を運動として取り組むことにした。

2000年11月、一揆の会代表で今は亡き福井宥さんがたったひとりで審査請求を起こすとマスコミが大きく取り上げ、その翌年の第2次審査請求は125人、そして2001年8月の第3次集団不服審査請求は1300人を超え、「介護保険料に異議あり！」を合言葉に一人でもは入れる自主的な運動団体「介護保険料に怒る一揆の会」の結成につながった。

「一揆」という名前をつかったのは、その昔、江戸時代の農民が領主の重い年貢に対して命がけで「直訴」し抵抗したことにちなんでつけたものである。不服審査請求は現代の直訴であり、介護保険料一揆は高齢者一人一人が自発的に主権者として心を合わせ、抵抗していく運動なのである。

3 不服審査請求運動と裁判闘争での貴重な成果

その後、大阪では、毎年、年金者組合や生活と健康を守る会、そして地域社保協と連携して数百人から2000人規模の不服審査請求運動を取り組んできた。また、「介護保険料は、憲法14条の平等原則に反し、生存権を保障した憲法25条にも違反する」という介護保険料違憲訴訟も3人の原告が起こし、2006年6月に大阪高裁の不当判決で敗れたとはいえ、判決文の中で「5段階の定額制」の問題点を認めさせ、その後の低所得者軽減措置に結びつくという前進面を作り出した。

毎年の介護保険料不服審査請求運動は、大阪において介護保険料独自減免の自治体が9割を占めるところまで成果をあげてきた。

さらに、2008年、不服審査請求運動は、後期高齢者医療制度に反対する高齢者の怒りを表す運動として全国に広がり、合計1万3千人以上の審査請求となり、後期高齢者医療制度廃止を求める大きな世論形成の力となった。

大阪府介護保険審査会は、2009年度から、不服審査請求に対し、「制度政策要求は審査の対象外」として、審査請求者に対し、「趣旨確認書」を送りつけ、多くの審査請求を「却下」にするという暴挙に出てきた。

一揆の会では、ともに審査請求を取り組んできた年金者組合大阪府本部、全大阪生活と健康を守る会連合会とともに共同の交渉を行い、2011年3月大阪府に対し「介護保険制度全般」に渡る交渉を開かせた。

4 あまった保険料返せ！保険料下げろ

一揆の会では、2008年度から、第4期の介護保険料改定に向けて、「あまった保険料を返せ！保険料を下げろ！」と運動を展開した。これは、大阪府内各自治体の第3期（2006～8年度）介護保険料は大幅上げで、すでに高齢者の負担能力を超える負担となっていながら、一方で介護サービス抑制によって介護給付費が押さえられ「金あまり」になる自治体が続出したことによる。府内全自治体の第3期介護保険事業計画期間の決算見込みを調査したところ、取り過ぎてあまった介護保険料（介護給付費準備基金）が膨大な額にのぼっていることが判明したため、「黒字自治体」に対しては「第3期末調整」をしていったん高齢者に返金し、さらに、第4期の介護保険料大幅引き下げを要求したのである。

こうした運動の結果、第4期介護保険料（2009年度～2011年度）では、大阪府内の6割にあたる25自治体で引き下げとなり、据え置きは7自治体となった。

この取り組みは、単に高齢者の介護保険料問題にとどまらず、各自治体の介護保険事業の実態を住民の手で分析したことにより、住民レベルで「わが町の介護保険運営」を知ることになり、今後の各地域での活動にとっても貴重な経験となった。

大阪では、取り過ぎ介護保険料（介護給付費準備基金）を大幅に残したまま第4期介護保険料を決めた自治体を「ドロボー自治体」として、「保険料返せ」運動を呼び掛けた。その中で、7割もの準備基金を貯め込んだまま、第4期の介護保険料を決めていた藤井寺市では、社保協がこの問題を取り上げ3回にわたる対市交渉、市民宣伝の結果、2010年度に準備基金の全額取崩しによる介護保険料引下げをさせるという画期的成果をあげた。

5 埋蔵金返せ！運動

一揆の会は 保険料返せ運動の取組みの中で、都道府県の「埋蔵金」を発見した。

大阪府に設置されている「大阪府介護保険財政安定化基金」の基金残高は総額193億3729万円（2008年度末）に上っていたが、第3期末の貸付額はわずか9千645万円（2自治体。基金残高の0.5%）で、使う当てのない金となって放置されていた。大阪府庁に貯め込まれていることから「大手前・介護保険埋蔵金」と名付けた。

会計検査院は、大阪府を含む全国24都道府県の財政安定化基金について実地検査をおこなった結果、「多額の未貸付資金が発生」していることを問題視し、「当面使用する見込みのない基金については、拠出者に返還するなどして、その財政資金の有効活用を図る必要がある」（2008年5月会計検査院報告書）と、厚生労働省に改善処置要求を行った。

府財政安定化基金への市町村からの拠出分（基金の3分の1。約65億円に上る）は、

全額高齢者の介護保険料である。

一揆の会では、2009年2月、大阪府に対し、「埋蔵金取崩し要求」を提出し、埋蔵金返せの運動を展開してきた。大阪府は「法改正がないとできない」の一点張りであったが、2011年6月に介護保険法改定で、この財政安定化基金を保険料軽減のため取り崩せることになった。

一揆の会は年金者組合、大生連と共同で、今年7月に「取崩し要求」を提出し、大阪府に対し改めて取崩しを要求した。

現時点では、大阪府は195億円のうち111億円を取崩し 市町村拋出分37億円は保険料軽減に回すとしている。